

## 避難者訴訟 第20口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第20回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催  
第20回口頭弁論：12月21日（水）10：00から

2016年12月21日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

### 第1 訴訟そのものの概要

#### 1 当事者

原告 早川篤雄 外38名（第1次提訴分）＋國分富夫 外177名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分）＋110名（第5次提訴分） 合計586名（死亡原告2名を含む）

被告 東京電力ホールディングス株式会社

#### (1) 当事者

- 原告：
- ・ 189世帯（17世帯＋64世帯＋35世帯＋35世帯＋38世帯）
  - ・ 年齢層：0歳から92歳まで
  - ・ いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝，同 広田次男，同鈴木堯博、同 米倉勉ほか  
福島原発被害弁護団

被告：東京電力株式会社

#### (2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金278億2091万3632円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

## 2 請求内容

### (1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

ただし, 本件は, 訴訟提起以来, 時間が経過し, 被害者の救済は待たなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため, 請求項目は, 最終的に, 自宅不動産, 家財, 慰謝料に絞っている。

### (2) 損害賠償請求の項目

#### ① 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

500 m<sup>2</sup>未満の場合, 避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) または, 1368万8000円 (フラット35) のうち, いずれか大きい方。

500 m<sup>2</sup>以上の場合, 500 m<sup>2</sup>×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) + (従前の宅地面積 - 500 m<sup>2</sup>) × (1 m<sup>2</sup>当たりの固定資産税評価額×1.43) の式によって得られる額

[建物]

フラット35 (2238万円) + (従前の床面積 - 115.3 m<sup>2</sup>) × 平成23年度の平均新築単価 (15万8800円) の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に, 家族構成ごとによって算定される賠償額。

#### ② 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額50万円を請求する。

#### ③ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金2000万円を請求する。

## 第2 第20回口頭弁論の概要

### 1 訴訟の流れと第20回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

第20回口頭弁論は、この第2段階の10回目になります。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

2015年6月の第11回口頭弁論以降、第2段階に入り、現在、第2次訴訟原告までの原告本人尋問を実施することになりました。前回の第18回口頭弁論では、2つの法廷にわかれて、合計10名の原告本人尋問を実施し、これまでの8回で合計32名の原告の貴重な話をうかがってきました。

また、前回第19回口頭弁論の後、11月10日には、川俣町山木屋地区において、3回目となる現場検証も行われました。

### 2 第20回口頭弁論全体の流れ

今回は、9名の原告の尋問を予定しています。

避難者訴訟は、第2次提訴原告までで先行して判決を得る方針を立てています（第3次提訴原告以降は分離して別途判決を得ます。）。そのため、第2次提訴原告までの本人尋問を全世帯で終了することを急ぐため、多人数の原告本人尋問を行い、審理を加速化します。一方で、充実した被害立証とするため、原告本人尋問の時間は最低でも主尋問45分を確保し、また、現地検証や学者証人の採用も求めてきました。

その成果として、これまで3回の検証を実施したほか、来年3月22日、ふるさとを喪失するとはどういうことかについて、除本理史大阪市立大学教授の専門家証人の尋問が決まっています。

さて、主尋問 45 分の尋問を 9 人行うために、今回も、第 18 回以降行われている、裁判官も 2 名（1 号法廷）、1 名（2 号法廷）に分かれて尋問を行います（受命裁判官方式といいます。）。

原告も各法廷に 4 名、5 名とわかれて尋問を行います。

したがって、この日の進行の予定は次のとおりです。各法廷で尋問が行われる順に、尋問の原告、出身地、尋問担当弁護士（主、副）の順に名前を記載しています。

### 1 号法廷

金森 孝子（双葉町）	水谷、鳥飼
千葉 伴子（浪江町）	山田、吉田
渡邊 榮一（広野町）	榎本、向川
渡邊 正夫（浪江町）	宮腰、高橋力
畑中 大子（広野町）	深井、米倉

### 2 号法廷

小林 きい子（浪江町）	森、市野
渡邊 弘子（檜葉町）	佐藤、笹山
杉 義夫（南相馬市小高区）	若生、平松
国分 伸志（南相馬市原町区）	広田、大木

いずれも 10 時開廷、12 時 10 分ころいったん昼食休憩。

13 時 15 分に再開。16 時 25 分ころ終了。

16 時 30 分から原告代表と弁護団が参加して進行協議。17 時には終了。

### 3 第 2 1 回法廷

2017 年 2 月 22 日（水）午前 10 時開始を予定しています。

引き続き原告本人尋問を行う予定ですが、今回と同じく 2 つの法廷で合計 9 名の尋問を行う予定です。原告本人尋問は、2 月を含め 3 回で終了する予定です。

また、3 月 22 日（水）は、午後から除本理史教授の尋問のみを行います。

以 上